

大仙市奨学金返還助成制度

次世代を担う人材の育成及び確保を図るため、奨学金の返還を助成します。

1 対象要件

次の(1)～(4)の要件全てに該当する方が対象です。

(1) 対象となる奨学金の貸与を受け、返還中・返還予定であること。

日本学生支援機構奨学金・秋田県育英会奨学金・大仙市奨学資金など、秋田県奨学資金返還助成制度の対象となるもの

(2) 次の①か②のどちらかに該当する方であること。

① 令和4年4月1日以降に高校、大学等を卒業又は退学した方で、令和5年4月1日以降に就職(自営業を含む。以下同じ。)した方

② (A)・(B)両方を満たし、かつ、(C)・(D)のどちらかを満たす方【この②は、移住者を対象とした要件です。】

どちらも (A) 令和6年4月1日より前に高校、大学等を卒業又は退学した。

(B) 令和5年4月1日以降に大仙市内に転入し、県内就職をした。

どちらか (C) 大仙市内に転入時点で通算1年以上大仙市外に居住実績(就学期間を除く。)がある。

(D) 県内就職前に秋田県のAターン希望登録を行った。

※ 令和5年4月1日以降の県内就職のために、令和5年度4月1日より前に市内に転入している場合等はこちらでご相談ください。

(3) 定住の意思を持って大仙市に住所を有すること。

※ ただし、大仙市外に住所を有する方のうち、秋田県内に本社機能を有する企業等に雇用され、大仙市内から通勤することが極めて困難な事業所等に一時的に配属され就労するときは、住所があるものとみなします。

(4) 大仙市税に滞納がないこと。

2 対象外の方

(1) 国家公務員・地方公務員として雇用されている方(正職員)

(2) 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に雇用されている方(正職員)

(3) 秋田県奨学金返還助成制度の未来創生分の認定を受けた方

※ 県の助成終了後、市の助成を受けられる場合があります。

(4) 大仙市保育士支援奨学金返還助成制度の認定を受けた方

(5) 企業による勤務地異動等により大仙市内に住所を有する方で、一時的な居住(定住でない)と判断される方

3 助成内容

(1) 助成額 : 1年間の返還実績額 × 1/3 (限度額64,000円/年)

(2) 助成期間 : 最長で5年間

令和6年度の申込は、令和7年2月26日(水)必着です。

※ 不備があると認定できませんので、ホームページで要件・提出書類をよくご確認のうえ、余裕をもって申込みしてください。

注意

- 1 助成金は、奨学金の1年間の返還額と住所・就労の状況を確認後に交付します。助成を受けるには、返還は計画どおりに行っていただく必要があります。奨学金の返還が猶予・免除されるものではありません。
- 2 入学一時金は、対象外です。また、2つ以上の奨学金の貸与を受けている場合は、いずれか1つを選択してください。
- 3 約定利息は助成対象ですが、遅延利息や延滞金等は対象外です。

令和6年度 大仙市奨学金返還助成 確認チャート

※ 要件の詳細は表面をご確認ください。

日本学生支援機構奨学金、秋田県育英会奨学金、大仙市奨学金等のいずれかの奨学金貸与を受けた。

はい

大仙市に住所がある。

いいえ

いいえ

はい

大仙市に移住してきた。

いいえ

令和4年4月1日以降に学校を卒業又は退学し、
令和5年4月1日以降に就職している。

いいえ

はい

令和6年4月1日より前に学校を卒業又は退学し、
大仙市外で1年以上居住（就学期間を除く。）した後、
令和5年4月1日以降に大仙市に転入し、就職している。

はい

はい

いいえ

令和6年4月1日より前に学校を卒業又は退学し、
秋田県のAターン希望登録を行った後、
令和5年4月1日以降に大仙市に転入し、就職している。

はい

いいえ

表面の「2 対象外の方」に該当しない。

いいえ

はい

大仙市税に滞納がない。

いいえ

はい

あなたは**対象者**の可能性あります

制度を利用するには、申込みが必要です。申込みについては、
市ホームページに掲載していますので、要件・提出書類について
の内容をよくご確認ください。

対象外です

※ 申込み内容を精査した上で、認定の可否が決定されます。本チャートにより可否が決定するわけではありません。

【お申込み・お問い合わせ先】
大仙市教育委員会事務局 教育総務課

〒014-8601 大仙市大曲上栄町2-16
電話0187-63-1111(334) FAX 0187-63-7131